

## 前回会議(書面開催)における意見・質問に対する回答

ページ	区分	意見等の概要	回答
8	意見	子どもを産む若い世代の減少について、説明文の「～就学・就職による若者の県外への転出者が県外からの転入者を超過する状況が長く続いており、～」を示す資料があった方がよい。	参考となる図表、調査結果をまとめた別冊資料に社会増減に関する資料を追加いたします。
9	意見	就学前児童の状況の説明文について、人数のことを説明している部分と割合のことを説明している部分が交錯しているため、どちらかで整理した方がよい。	説明については、「割合」で統一し、修正しました。
10	意見	代替養育を必要とする児童について、「代替養育」の説明が必要。	「児童養護施設、乳児院及び里親による養育」という説明を追加いたします。
27	意見	現状と課題の4行目「保育所、幼稚園、認定こども園・・・」となっている点について、P28の1行目と同じく、「幼稚園、保育所、認定こども園」の順にしてはどうか。	ご意見のとおり修正しました。
27～28	意見	幼児教育センターの充実、幼児教育専門家(アドバイザー)の配置等を含むことは難しいか。	平成30年度に幼児教育センターを設置し、幼児教育アドバイザーによる、幼児教育施設の訪問研修等を実施しています。 令和2・3年度については、幼児教育アドバイザーを増員配置し、市町村への幼児教育アドバイザーの配置に向けた支援を強化することとしています。 計画本文には、幼児教育センターの充実やアドバイザーの配置等により実施する取組の内容について記載しています。
28～29	意見	Ⅱ-2-②「子どもの生きる力の育成」について、乳幼児の外遊びは、子どもの主体性・社会性が育ち「生きる力」の基礎になると考える。	施策の推進、事業実施にあたって参考とさせていただきます。
36	質問	外国につながる幼児など特別な支援が必要な子どもについての記載について、「教育・保育施設等においても・・・」という記載はあるが、相談窓口ではなく、教育や保育の中でも配慮するという内容ではないか。	説明が不足しており申し訳ありません。 外国につながる幼児など特別な支援が必要な子どもについて、国の基本指針に定めている事項は、市町村計画にかかる基本的事項であります。  その内容については、 ①当該子どもの受け入れについて可能な限り把握して、提供体制を確保すること ②相談支援との連携を図ること ③使用可能な言語に配慮した案内 など、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組むことです。  県計画においても、上記②③に関する事業を追加いたしました。  また、ご質問いただきました教育や保育の中での配慮につきましては、保育所等において、「保育所保育指針」等に基づき、子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てる幼児教育・保育を推進してまいります。
35,50,92,103	意見	「子育て等に関する情報提供の充実」となっていますが、結婚に関する情報発信も行うなら、事業名称に「結婚」を入れていただくとわかりやすいと思います。	ご意見のとおり、「結婚・子育て等に関する情報提供の充実」に修正しました。

前回会議(書面開催)における意見・質問に対する回答

ページ	区分	意見等の概要	回答
63～72	意見	子どもの数の減少という背景もあり、一部の市を除き県・市町村単位では毎年度全数確保ができる計画となっていることは評価できる。 一方で、依然として利用エリアの問題(利用可能施設が遠隔地で実際は利用できない)もあることに加え、中山間地域では逆に保育所等の維持が問題になることも予想されます。 毎年度状況を注視しつつ、必要な対策を講じていく必要があると思う。	中山間地域等においては、児童数の減少により、定員割れとなっている保育所が増加しています。こうした地域の保育所は子育て支援の拠点であり、維持は重要な課題であります。 県としましては、こうした地域の保育環境を存続させるため、引き続き運営費の助成を実施いたします。また、県計画に定めた教育・保育の量の見込み等についても、待機児童数等の状況に注視しつつ、必要に応じて見直してまいります。
77	質問	計画に定める数を記載する欄について、基本的に1号としている理由は何か。 (移行希望36のうち34が保育所→幼保連携型認定こども園のため?)	ご意見のとおり、移行希望のうち、そのほとんどが保育所からの移行であるため、計画に定める数は1号が主になっています。  なお、計画に定める数は1～3号全てにかかるものですが、町村には幼稚園がなく、幼稚園から認定こども園への移行が想定されないため、2号と3号は0としています。
—	意見	パワハラについての対応策として、経営サイドの研修や監督指導強化を望む。 こうしたケースに離職は二度と保育現場に戻ってこれられないことが多く、社会損失も大きいのではないか。	ご指摘いただきましたとおり、保育職場においては、職員の定着が課題となっています。 県としましては、職場の労務環境の改善を進めていかなければならないと考えており、今年度は、保育所の管理職等を対象とした、働き方改革の手法に関する研修を県内3カ所で開催することとしています。
—	意見	保育従事者の処遇について、市町村や特定の施設の奨学金制度などを設けて学び、卒業後何年間かをそれらの場所で仕事をしてもらうケースにおいて、奨学金そのものを返済しなくても、数年間非正規扱いになっている方などがいる とても低い給与でモチベーションをなくす方、他に転職したくても我慢せざるを得ないなどの問題が起きている。  具体施策の中でケアしていくことができればと考える。	保育士等の処遇改善については、国において処遇改善の加算率の高上げが実施されているほか、平成29年度から技能・経験を積んだ保育士に対する処遇改善が実施されているところです。 県としましては、国に対して、更なる職員給与や職員配置基準の改善等を求めており、今後も引き続き要望してまいります。 市町村や特定の施設の奨学金制度などの課題については、把握に努めてまいります。
—	質問	資料2-2・P6の乳児家庭全戸訪問事業について、浜田市の実施体制(人)が「—」となっていますが、これでよいか。	浜田市の計画では実施体制(人)が定めてないため、「—」としています。